

ステープリング契約における IFRS 第3号の「取得企業」と IFRS 第10号の「親会社」の関係

IASB 客員研究員 よしむら けんいち
吉村 健一

1. はじめに

2014年1月29日、30日の両日に1月の国際財務報告基準解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）がロンドンの国際会計基準審議会（IASB）で開催された。今回の解釈指針委員会では3つの論点を担当したが、そのうち1つの論点「ステープリング契約におけるIFRS第3号の取得企業とIFRS第10号の親会社の関係」について、以下でその背景及び議論の内容を簡単に紹介する。なお、文中の意見にわたる部分はすべて筆者の個人的見解である。

2. 論点の内容

ステープリング契約とは、複数の企業又はそれら複数の企業の所有者が、それぞれの企業が発行する株式等の持分証券を契約によって1つの証券に結合することをいう。ステープリング契約に含まれる企業（以下「ステープリング企業」という。）は、証券の結合後、同じ所有者グループに支配される。ステープリング企業の持分証券は1つの結合した持分証券として市場で取引される。しかし証券取引においては単一の証券とされるが、持分証券に付随する権利義

務の観点からは依然として別々の証券であり、議決権、配当請求権等はそれぞれのステープリング企業で異なる。このようなステープリング契約による企業の結合は税務上のメリットを追究するために選択されることが多い。

実務では様々な形態のステープリング契約が存在するが、解釈指針委員会が検討したステープリング契約は、対価の支払を伴わず（したがって他のステープリング企業の持分証券を直接保有しない）、かつ、いずれのステープリング企業も他のステープリング企業の支配を獲得しないことを前提としている。

ステープリング契約は、IFRS第3号第43項で「契約のみで達成される企業結合」の例示に含まれている。また「支配」の概念に関してIFRS第10号は、「投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合」には投資者は投資先を支配していると定義している。また連結財務諸表を作成する「親会社」は「1つ又は複数の企業を支配している企業」と定義されている。現行のIFRS第3号は、「支配」の定義についてIFRS第10号での定義を参照しつつ、「企業結合」を「取得企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又は事象」と定義し、また「取得企

業」を「被取得企業に対する支配を獲得する企業」と定義している。

以上の定義を当該ステープリング契約に適用すると以下のような疑問が生じる。

- ① 上述のステープリング契約のように、どの企業も他の企業の支配を獲得しない企業の結合取引は企業結合に該当するか否か。
- ② 企業結合に該当する場合、IFRS 第3号の規準により識別された取得企業は、他の結合企業の支配を獲得していなくともIFRS 第10号の親会社に該当し連結財務諸表を作成する必要があるか。

3. 過去のIASBの解釈

上記のようないずれの結合企業も他の結合企業の支配を獲得しない取引に関して、IASBは2004年9月に企業結合会計と連結会計の関係についての見解を以下のように示している(2009年4月のIASBアップデート)。このIASBの見解はIFRS第3号(2004年発行版)とIAS第27号「連結及び個別財務諸表」をベースとしている。

- IFRS第3号(2004年発行版)は支配の獲得を伴わない取引も企業結合となり得ると明示している。
- IFRS第3号(2004年発行版)は「取得企業」を「他の企業又は事業の支配を獲得する結合企業」と定義している。
- 「支配」の定義はIFRS第3号(2004年発行版)とIAS第27号で同じである。
- IFRS第3号(2004年発行版)とIAS第27号の関係において、IFRS第3号(2004年発行版)で識別された取得企業は、IAS第27号の親会社であるということが意図されている。したがって、IFRS第3号(2004年発行版)で識別された取得企業は(支配獲得の有

無にかかわらず)すべてIAS第27号の親会社として結合後企業の連結財務諸表を作成することが要求される。

このIASBが示した見解は権威的な会計基準ではないものの、実務では会計方針策定の際の指針とされていた事実がある。したがってこのIASBの見解が改訂後のIFRS第3号(2008年改訂版—現行基準)とIFRS第10号の下でも正しいIFRSの解釈であるか否かが重要な論点の1つとなった。

4. 解釈指針委員会での議論

論点①：企業結合か否か

この論点に関して、ステープリング契約では他の結合企業の支配は常に獲得されるため企業結合の定義に合致し、したがってIFRS第3号(2008年改訂版)の適用対象となるという見解が出た。ステープリング企業が他のステープリング企業の支配を獲得しない場合でも、それぞれの企業の持分は結合され、その結果1つのステープリング企業の旧所有者グループが結合後企業の支配を獲得する(あるステープリング企業の旧株主が結合後企業の過半数の議決権を保有する)と考える。この見解は現行のIFRS第3号第B6項の企業結合の例示に合致している。

しかしこの見解は解釈指針委員会によって否定された。IFRS第3号(2008改訂版)では、IFRS第3号(2004発行版)のように支配の獲得を伴わない企業結合があることを明示していない。しかし、「真の合併」あるいは「対等合併」が企業結合の定義の後段に明示されており、このことはIFRS第3号(2008改訂版)がいずれの結合企業も支配を獲得しない企業の結合も企業結合となり得ることを示唆していると考えた。対等合併では結合企業の持分は統合されるが、どの結合企業もまたその旧所有者グ

グループも結合後企業の支配を獲得しないケース（企業結合後の株式保有割合が50：50となるケース）もあり得る。

さらに3企業以上の結合においても、旧所有者グループが結合後企業の支配を獲得しない（例えば議決権の過半数を獲得しない）こともあり得るが、このような取引も企業結合に該当し得ることが示唆されている（第B17項）。

以上から、解釈指針委員会は、別々の企業の持分を結合するステープリング契約は、「支配」の獲得の有無にかかわらず企業結合であるとの見解を示した。

論点②：連結財務諸表を作成すべきか

次に解釈指針委員会はIFRS第3号（2008年改訂版）の取得企業の識別の規準を検討した。IFRS第3号はすべての企業結合で取得企業を識別することを求めている（第6項）。取得企業の識別は、まずはIFRS第10号のガイダンスを適用して行われ、当該ガイダンスでは明確に取得企業を識別できない場合はIFRS第3号（2008年改訂版）の第B14項から第B18項の追加ガイダンスによって識別される（第7項）。

追加ガイダンスで識別される取得企業は必ずしも他の結合企業の支配を獲得していない。例えば第B15(a)項は、「企業結合後の結合後企業における相対的な議決権」を1つの検討すべき指標として例示している。よって、第B15項の他の指標を考慮しなければ、旧所有者グループが結合後企業の過半数の議決権を獲得して少なくとも取得企業として識別され得る。以上から解釈指針委員会は、取得企業の識別の規準及びガイダンスも、支配の獲得を伴わない企業結合があり得るということを示唆していると考えた。

次に解釈指針委員会は2008年のIFRS第3号の改訂内容及びIAS第27号とIFRS第10

号の相違点を検討し、取得企業と親会社の関係についての2004年当時のIASBの見解が、現行のIFRS第3号（2008年改訂版）とIFRS第10号の下でも成立するか否かについて検討した。その結果、解釈指針委員会は以下の見解を示した。

- ① 「取得企業」の定義は2004年から変更されていない。
- ② IFRS第3号（2008年改訂版）とIFRS第10号は同じ「支配」の概念を用いている。
- ③ 上述のとおり、支配の獲得を伴わない複数企業の結合も企業結合となり得るという点については2004年から変更はない。

以上から解釈指針委員会は、2004年のIASBの見解の根拠となるIFRSの要求事項に変更はないため、IFRS第3号（2008年改訂版）とIFRS第10号の間にも同じ関係が存在すると解釈するのが妥当であると結論付けた。したがって、ステープリング契約で取得企業として識別された企業は、親会社として結合後企業グループの連結財務諸表を作成することが要求される。

5. アジェンダ仮決定

このようなステープリング契約は極めて少数の法域でしか見られないが、それらの法域においては広範に見られる取引であり、当該論点の会計実務に与える影響は大きいと考えられる。しかしそれらの法域のステープリング契約の大多数は企業結合として会計処理されており、また取得企業として識別された企業が結合後企業グループの連結財務諸表を作成している。よって会計実務に重要な多様性は存在しないと考えられる。またこの会計実務は上記の解釈指針委員会の解釈に沿っている。以上から解釈指針委員会は今後も会計実務に重要な多様性は生じな

いであろうと考え、解釈指針委員会のアジェンダに追加しないことを仮決定した。

しかしオブザーバーの監督当局は、この解釈指針委員会の解釈は現行の IFRS の文言から明確に導かれるものではなく、IFRS の執行可能性の観点からは会計基準を改訂し、その解釈を会計基準に明確に反映するのが望ましいと主張している。このアジェンダ仮決定に対するコメントは 2014 年 4 月 14 日まで募集され、コメント分析は 5 月以降の解釈指針委員会で行われる予定である。

6. おわりに

この論点は今まで担当した論点の中で、1 回目の会議の準備に最も時間を費やした論点であった。会計技術的にも興味深い論点であり、またペーパーの作成過程で、特定の法域ではあるが、その法域内の様々な団体にヒアリングを実施する機会が得られたのでやり甲斐のある論点であった。今後寄せられるであろうコメントを慎重に分析して、今後の方向性についての提案を慎重に検討したい。